

大津市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 24 年 6 月 4 日提出

大 津 市 長 越 直 美

大津市長等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

大津市長等の退職手当に関する条例（昭和 54 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の見出し中「退職手当」を「副市長の退職手当」に改め、同条第 2 項中「副市長が」を「第 1 項の規定の適用を受ける副市長が」に改め、「ことに定められている」を削り、同項を同条第 5 項とし、同条第 1 項中「国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 2 項に規定する一般職に属する国家公務員（以下「国家公務員」という。）であった者が退職手当を支給されないで引き続いて副市長となり」を「国家公務員から引き続いて副市長となった者が」に改め、同項第 1 号中「在職期間」を「在職月数」に改め、同項第 2 号中「を国家公務員退職手当法（昭和 28 年法律第 182 号。以下「法」という。）に規定する俸給月額とみなして法の規定」を「及びその者の国家公務員としての引き続いた在職期間を基礎として、法の規定の例」に改め、同項を同条第 3 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

4 国家公務員から職員となり、引き続いて副市長となった者が退職した場合におけるその者の退職手当の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) 前項第 1 号に掲げる額

(2) 職員としての退職の日に大津市一般職の職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 21 号）の規定により受けていた職務の級の号給に対応する副市長として退職した日における給料月額及びその者の職員としての引き続いた在職期間を基礎として、大津市職員退職手当支給条例の規定の例により計算して得た額

第7条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

国家公務員（国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。）であった者又は国家公務員から引き続いて職員（大津市職員退職手当支給条例（昭和37年条例第7号）第2条に規定する職員をいう。以下同じ。）となった者が引き続いて副市長となった場合におけるこれらの者の副市長としての在職期間には、これらの者の国家公務員としての引き続いた在職期間（法第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間をいう。以下同じ。）又は職員としての引き続いた在職期間（同条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間をいう。以下同じ。）を含むものとする。

- 2 前項の規定の適用を受ける副市長が退職した場合において、その者が退職の日又はその翌日に再び副市長となったときは、第2条第2項の規定は適用しない。この場合において、前項に規定する副市長としての在職期間は、引き続いて在職したものとみなしてこれを計算する。

第8条中「（昭和37年条例第7号）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。